

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2020年 3 月27日
【会社名】	タツモ株式会社
【英訳名】	TAZMO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 俊夫
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区芳賀5311
【電話番号】	086-239-5000（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 亀山 重夫
【最寄りの連絡場所】	岡山県岡山市北区芳賀5311
【電話番号】	086-239-5000（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 亀山 重夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

2020年3月25日開催の当社第48回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金配当の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類 金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円 総額121,560,354円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年3月26日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、取締役会の監督機能をより一層強化することで、コーポレート・ガバナンスの更なる強化と企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、池田俊夫、亀山重夫、河上賢二、佐藤泰之、鳥越琢史、曽根康博、多賀義明を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岡 友和、藤原準三、石井克典を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額200,000千円以内とし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来通り使用人兼務役員の使用人分給与は含まないとするものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額20,000千円以内とし、監査等委員である取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないとするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度による報酬支給の件

取締役（社外取締役、非常勤取締役及び監査等委員である取締役を除く。）を対象とした業績連動型の株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」に係る報酬枠を設定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	99,859	534	-	（注）1	可決 99.46
第2号議案	96,281	4,112	-	（注）2	可決 95.90
第3号議案					
池田 俊夫	89,539	10,675	179	（注）3	可決 89.18
亀山 重夫	99,186	1,028	179		可決 98.79
佐藤 泰之	99,186	1,028	179		可決 98.79
河上 賢二	99,185	1,029	179		可決 98.79
鳥越 琢史	99,185	1,029	179		可決 98.79
曾根 康博	99,160	1,054	179		可決 98.77
多賀 義明	99,185	1,029	179		可決 98.79
第4号議案					
岡 友和	91,914	8,300	179	（注）3	可決 91.55
藤原 準三	100,084	309	-		可決 99.69
石井 克典	100,128	265	-		可決 99.73
第5号議案	100,014	379	-	（注）1	可決 99.62
第6号議案	100,059	332	-	（注）1	可決 99.66
第7号議案	100,002	391	-	（注）1	可決 99.61

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上